

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 6 月 2 日

【会社名】 ユニ・チャーム株式会社

【英訳名】 UNICHARM CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 高 原 豪 久

【本店の所在の場所】 愛媛県四国中央市金生町下分182番地  
(上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は  
下記において行っております。)  
東京都港区三田三丁目 5 番27号  
住友不動産三田ツインビル西館

【電話番号】 03(3451)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部長 浅 田 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目 5 番27号  
住友不動産三田ツインビル西館

【電話番号】 03(3451)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部長 浅 田 茂

【縦覧に供する場所】  
ユニ・チャーム株式会社本社事務所  
(東京都港区三田三丁目 5 番27号  
住友不動産三田ツインビル西館)  
  
ユニ・チャーム株式会社近畿支店  
(大阪市北区中之島三丁目 2 番18号  
住友中之島ビル)  
  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年4月16日付で、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出した、ストックオプションとして割り当てる新株予約権（銘柄名：ユニ・チャーム株式会社第4回新株予約権）に関する臨時報告書の記載事項につき、「発行数」、「発行価額の総額」、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」および「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が平成27年6月1日に確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

- 2 報告内容
- (2) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

## 3【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### (2) 発行数

(訂正前)

32,088個（新株予約権1個につき普通株式100株。以下「付与株式数」という。ただし、後記(5)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合などにおいては、発行する新株予約権の総数が上記の総数に達しない場合がある。

(訂正後)

32,019個（新株予約権1個につき普通株式100株。以下「付与株式数」という。ただし、後記(5)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

### (4) 発行価額の総額

(訂正前)

未定（新株予約権を割り当てる日に決定される。）

(訂正後)

9,288,711,900円

### (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(訂正前)

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式3,208,800株とする。

(以下略)

(訂正後)

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式3,201,900株とする。

(以下略)

### (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

各新株予約権の行使により払い込むべき金額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日における終値）のいずれか高い方に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

(以下略)

(訂正後)

各新株予約権の行使により払い込むべき金額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2,901円とする。

(以下略)

以 上